

令和7年9月定例会

議 案 参 考 資 料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第 4 4 号)

久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部改正に伴う

新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
（実施時間） 第5条 預かり保育の実施時間は、幼稚園の教育時間終了後から午後5時30分までの間で保護者が希望する時間とする。 2 前項の規定にかかわらず、久喜市立幼稚園管理規則（平成22年久喜市教育委員会規則第24号）第7条に規定する春季休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日における実施時間は、午前8時30分から午後5時30分までの間で保護者が希望する時間とする。	（実施時間） 第5条 預かり保育の実施時間は、幼稚園の教育時間終了後から午後4時30分までの間で保護者が希望する時間とする。 2 前項の規定にかかわらず、久喜市立幼稚園管理規則（平成22年久喜市教育委員会規則第24号）第7条に規定する春季休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日における実施時間は、午前8時30分から午後4時30分までの間で保護者が希望する時間とする。